

# インターネット残高照会サービス並びに書面等の電磁的方法による交付等取扱約款



## (目的)

**第1条** この約款は、三津井証券株式会社（以下、当社といいます。）がインターネットによるお客様のお預り残高等の閲覧サービス（以下、「残高照会サービス」といいます。）、並びに当社が第2条第2項に規定する書面（以下、「対象書面」といいます。）について、お客様への書面の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用にかかるコンピュータとお客様の使用にかかるコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）によりお客様に提供する交付方法等（以下、「電子交付サービス」といいます。）の取扱いについて定めるものです。お客様が本約款に同意のうえ所定の申込書を提出し、当社がこれを承諾した場合において本約款と同内容の合意が当社とお客様の間で成立するものとします。

## (対象書面等の種類)

**第2条** 残高照会サービスで閲覧可能な残高等は以下のとおりです。

- (1) 預り資産残高、信用取引建株残高、金銭残高
- (2) 商品別取引照会、株式注文履歴、取引精算履歴、特定口座損益
- (3) その他当社がサービスとして閲覧可能とする画面

2 当社が行う電子交付サービスの対象書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則その他関係法令・諸規則の規定により電磁的方法による交付が認められている書面及び当社が提供するその他報告書等のうち、以下に掲げる書面とします。

- ①取引報告書
- ②取引残高報告書
- ③その他当社が定める書面

## (サービスの申込み)

**第3条** お客様が残高照会サービス並びに電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）のご利用を希望される場合は、本約款の内容に同意いただいた上で、当社所定の申込書により申込みを行うものとします。なお、利用申込時には次のいずれかの条件を満たすことが必要になります。

- (1) すでに当社に証券取引口座を開設してあること
- (2) 本サービスの申込みと同時に証券取引口座を開設すること

2 お客様は、前項において第2条第2項に掲げる全ての書面について、本約款に基づいた本サービスの利用を包括して申込みを行ったものとします。

## (サービスの方法)

**第4条** 本約款に基づいて当社が行う残高照会サービスは、当社ホームページ上のお客様ページ（支店番号、口座番号、パスワード等による認証を必要とするお客様専用ページをいいます。以下同じ。）にログインしていただき、当社所定の時点におけるお預り証券の残高等を閲覧する方法により提供するものとします。

2 本約款に基づいて当社が行う電子交付サービスは、次のいずれかの方法により行うものとします。

- (1) 当社ホームページ上のお客様ページに顧客ファイルを設け、対象書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハに定める方法）
- (2) お客様ページに閲覧ファイルへのリンクを設け、同時に複数のお客様の閲覧に供する方法（「企業内容等の開示に関する内閣府令」第23条の2第2項第1号ニに定める方法）

3 お客様ページの顧客ファイルに記載事項を記録した場合には、お客様より登録いただいた電子メールアドレスにその旨の通知を行うものとします。

4 本サービスを受けるためには、お客様の使用にかかるコンピュータのOS、CPU、RAM及びWEBブラウザ等（以下、「利用環境」といいます。）が当社の推奨する環境に適合していることが前提となります。

5 電子交付サービスにより交付された書面（取引報告書等）を閲覧するためには、PDFファイルの閲覧用ソフトが必要になります。ア

ドビ社のPDF閲覧用ソフト Adobe Reader 等をお持ちでないお客様は、予め最新バージョンの Adobe Reader 等のダウンロードが必要です。

6 本サービスにおける対象書面については、お客様が当該記載事項にかかる消去の指図を当社に対して行った場合を除き、原則として最終取引日から5年間、同様の方法で閲覧することができます。なお、本サービスを解約される場合は、対象書面の閲覧ができなくなりますので、事前にお客様ご自身で印刷またはお客様の使用するコンピュータに備えられたハードディスク等に記録のうえ保管することが必要となります。

## (当社の都合による対象書面の書面による交付)

**第5条** お客様が既に電子交付サービスの提供を受けている場合であっても、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず書面で交付させていただく場合があります。

## (同意事項)

**第6条** お客様は、本サービスの利用に際して、次に掲げる事項に同意していただきます。

- (1) 本サービスのご利用期間中は、対象書面の紙媒体での交付は行われなないこと
- (2) 紙媒体により交付された書面について、電子交付による再交付は行われなないこと
- (3) 当社は、本サービスの定期的・不定期に行うシステムメンテナンスまたはその他の合理的理由に基づき本サービスの全部または一部を一時的に停止あるいは中断する場合がありますこと
- (4) お客様は、当該交付書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたハードディスク等に記録することができること
- (5) お客様は、当該交付書面をお客様の使用する出力装置（プリンター等）により、印刷可能であること
- (6) お客様または当社が電子交付にかかる合意を解約したときは、お客様に電子交付された書面は消去されるものとし、再度お客様が電子交付を承諾いただいた場合であっても、一切の復元、提供の措置は行われなないこと
- (7) OSやWEBブラウザ等のバージョンアップに伴い、お客様の使用するコンピュータの利用環境によっては本サービスの利用ができなくなる場合がありますこと
- (8) お客様に電子交付した書面について、過去に遡及して、書面で再提供することはできないこと
- (9) 本サービスは、携帯電話による利用（スマートフォンは利用可能）ができないこと

## (パスワード等の発行と管理)

**第7条** 当社は、お客様からの本サービス利用申込みを承諾したとき、本サービスにかかるお客様固有のIDおよびパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）を発行します。

2 パスワード等は、お客様ご自身の責任において管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとします。また、共同での利用および第三者への貸与または譲渡することはできません。お客様は、自己のパスワード等の使用および管理について一切の責任を負うものとし、

3 当社は、お客様のパスワード等が第三者に使用されたことによりお客様が被る損害については、お客様の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

4 お客様は、自己の設定したパスワード等を失念した場合は、ただちに当社に届け出るものとし、当社の指示に従うものとします。

## (サービスの閲覧時間等)

**第8条** お客様が残高照会サービスの対象画面および電子交付サービスの対象書面を閲覧できる時間帯等は次のとおりになります。

- (1) 閲覧可能時間 06:00～27:00
- (2) 閲覧可能日
  - ①取引報告書・・・約定日の翌日以降
  - ②取引残高報告書・・・作成基準日の翌月の月初6営業日目以降
  - ③その他当社が定める書面・・・書面を作成した時点以降

## (サービス内容の変更)

**第9条** 当社は本サービスについて、お客様のご利用に際し支障をきたす恐れがないと判断した場合は、お客様に事前の通知をする

ことなく本サービス内容を変更することができるものとします。

**(届出事項の変更)**

**第10条** お客様は本サービスの届出事項のうち、電子メールアドレスが変更となる場合のみ、直ちに当社所定の書面にて届け出るものとします。

**(サービスの利用解除)**

**第11条** 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客様に事前にお知らせすることなく本サービスのご利用を解除できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより本サービスの利用中止の届出をされた場合
- (2) お客様が当社に開設している証券取引口座を解約した場合
- (3) お客様が本約款および当社の各種約款ならびに法令諸規則に違反した場合
- (4) お客様が当社へのお届け事項等について虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- (7) お客様が記載事項を閲覧できない状況にあると当社が判断した場合
- (8) 当社の都合により、すべてのお客様に対し本サービスの提供を終了した場合

**(免責事項)**

**第12条** 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を一切負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線およびコンピュータ等のシステム機器等の障害または欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害または欠陥、あるいは第三者による妨害、侵入、情報改変等により本サービスの全てまたは一部について生じた損害
- (2) お客様による閲覧画面または電子書面の内容の誤認、未確認、または内容確認の疎漏等による損害
- (3) お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因する顧客ファイル内容の漏えい等
- (4) その他、当社の責に帰すことができない事由により本サービスが利用できなくなった障害等

**(約款の変更)**

**第13条** この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

**附 則**

この約款は、一部改正にて2024年12月22日より適用させていただきます。

以 上